

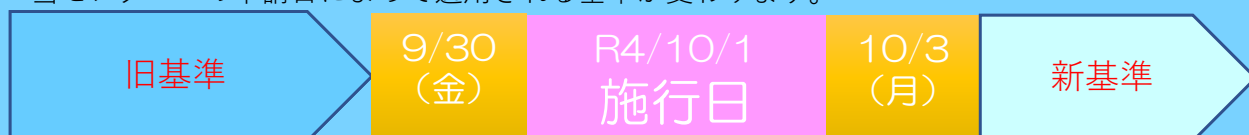
R4/10/1の改正※¹により 住宅性能評価の評価基準が変わります。

※1：必須項目の変更（一次エネルギー消費量等級の追加）
一戸建て住宅の断熱等性能等級6，7の創設

旧基準で申請される場合は、9/30までにしてください※²。R4/10/3(月)以降に受付の場合は、新基準が適用されますのでご注意ください。

※2：オンライン申請で日付が10/1(土)、2(日)に送信した物件は10/3(月)受付となります。

当センターへの申請日によって適用される基準が変わります。



R4/10/3以降の申請の物件については、新様式をご利用ください。（新しい申請書等の様式については、近日中に各種様式に公開予定です）

その他、改正については、国土交通省のホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html